

令和4年4月1日より、ふれあいネットの団体登録が廃止されることに伴い、直接抽選会への参加手続きが変わります！ (市民館のご利用は原則として団体利用となります。)

【変更点】抽選会参加カードの発行が必要になります

各市民館のホール及び大会議室（高津市民館）の利用については、新たに**グループ**の登録が必要です。登録いただいたグループには、**抽選会参加カード**を発行いたします。直接抽選会へ参加するには、**抽選会参加カード**が必要となります。抽選会への参加はグループ登録をした代表者又はそのグループの構成員の方のみとなります。

抽選会参加カードの発行要件は？

具体的には、次のとおりです。

- ・ グループ代表者1名及び構成員4人以上で構成されていること
- ・ 代表者が市内在住、在勤、在学であり、かつ構成員の2分の1以上が市内在住、在勤、在学であること
- ・ 申請は原則として代表者が行うこと
- ・ 代表者を含め構成員すべてがふれあいネットの個人登録をしていること
- ・ 重複登録が存在しないこと など

グループ登録と抽選会参加カード発行申請を行う上での留意点は？

- ・ 代表者の方はふれあいネット市内個人登録カードを教育文化会館・各市民館窓口にご持参ください。
- ・ 抽選会参加カードの発行申請は、令和4年2月1日から教育文化会館・各市民館窓口で受け付けます。分館では行いませんので、ご注意ください。また、カードの発行は即日ではなく、数日お時間をいただきます。（現在、カードのお引き渡しは令和4年4月1日以降を予定しております。）
- ・ なお、令和4年4月1日の抽選会に参加される場合には、令和4年3月15日までにご申請くださいますようお願いいたします。

直接抽選会当日は何が必要なの？

- ・ 「抽選会参加カード」及び抽選会参加者本人の「ふれあいネット個人登録カード」を受付でご提示ください。抽選会参加カードをご持参いただけない場合は参加をお断りする場合がございます。

その他

- ・ **抽選後の施設の使用申込は、抽選会に参加した代表者または構成員の個人登録カードとなります。**
- ・ ふれあいネット個人登録カードの作成は別途手続きが必要となります。
- ・ ご不明な点については、次の連絡先までお問い合わせ下さい。

川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課（教育文化会館）

電話（044-233-6361） ファックス（044-244-2347） メール（88kyobun@city.kawasaki.jp）